

衛星通信システム委員会報告（案）に対する意見募集の結果
「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」

[意見募集期間：令和8年4月11日（土）～令和8年5月15日（金）]

意見提出件数：計26件（法人8件、個人等18件）

■意見提出者一覧（五十音順）

ITS情報通信システム会議700MHz帯ITS活用WG	株式会社NTTドコモ	国際航業株式会社
自然科学研究機構国立天文台	ソフトバンク株式会社	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター
一般社団法人日本アマチュア無線連盟	楽天モバイル株式会社	個人（18件）

■提出された意見と衛星通信システム委員会の考え方(案)

番号	意見提出者	項目	提出された意見	委員会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般に関するご意見					
1	楽天モバイル株式会社	総論	『衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件に関する検討結果に対する委員会報告（案）』（以下、「委員会報告（案）」という。）に賛同いたします。 つきましては、委員会報告（案）を踏まえた制度整備が速やかに行われることを期待いたします。 また、委員会報告（案）における検討結果に基づき、他の無線システムとの運用調整等、適切に対応いたします。	本報告案への賛同意見として承ります。	無
2	ソフトバンク株式会社	－	本報告書（案）において、「開設計画の認定期間中における当該周波数の衛星ダイレクト通信での利用は、認定を受けた開設計画の内容に抵触しない範囲に限定して行われることが必要である」と明示されている点について、賛同します。 700MHz帯の衛星ダイレクト通信は、令和6年度に制度整備された「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2GHz帯非静止衛星通信システム」とは異なり、衛星・地上ネットワークでの同一周波数利用が前提となるため、運用には地理的な分割等の措置が必要となります。 そもそも衛星ダイレクト通信は「携帯電話ネットワークを補完するために IMT 周波数の一部を使用してサービス提供を行うもの」と位置付けられています。すなわち、本来の主たる役割を担う地上の携帯電話ネットワークにおいて、認定された開設計画に基づく基地局数を着実に整備し、十分な通信性能や通信容量を確保する	冒頭のご意見については、本報告案への賛同意見として承ります。 制度整備に関するご意見については、総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます。	無

			<p>ことが大前提となります。その上で、離島、海上、山間部等の通信インフラが未整備の地域を衛星ダイレクト通信によって補完的かつ効率的にカバーし、当該周波数を有効活用した結果として、全体として性能、容量、及びカバーエリアの全てにおいて十分なネットワーク形成を可能とすることこそが、本制度のあるべき姿であると考えます。</p> <p>したがって、700MHz帯の衛星ダイレクト通信導入に際して、利用現在認定期間中である地上の携帯電話基地局の開設計画の履行に対していかなる影響も及ぼしてはならないと理解しております。</p> <p>つきましては、今後の制度整備に係る関係省令や審査基準等において、携帯電話事業者が開設計画に基づいて地上の基地局を展開することを、遵守すべき事項として明確に規定されるよう要望いたします。</p>		
3	個人1	—	<p>いわゆるプラチナバンドと呼ばれている帯域を他所の業界に迷惑をかけるリスクを抱えてまで衛星サービスとして使うだけの理由がないように思える</p> <p>それでもこの帯域をどうしても使わないといけないのであれば他の業界に悪影響を与えてしまった場合に即運用の停止をできるような厳しいルールを設けるなどの方がいいと思う</p>	<p>衛星ダイレクト通信は、離島・海上・山間部等における通信確保や地上ネットワークの冗長性確保の観点から有用と考えられています。</p> <p>運用ルールに関するご意見については、総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無
4	個人2	—	<p>テレビ等への影響を考えないといけない帯域で衛星サービスをする必要がないのではないか</p> <p>他の帯域で検討されてはどうかと思います</p>	<p>衛星ダイレクト通信は、離島・海上・山間部等における通信確保や地上ネットワークの冗長性確保の観点から有用と考えられています。また、有限希少な電波資源の有効利用が強く求められています。</p> <p>こうした背景のもと、「周波数再編アクションプラン(令和7年度版)」において、700MHz帯を用いる衛星ダイレクト通信システムについて令和8年中の制度整備を目指す方針が示されています。</p>	無
共用・技術的条件に関するご意見					
5	ITS情報通信システム会議 700MHz帯 ITS活用WG	2.2.3.4 ITSとの共用検討結果	<p>2. 700MHz 帯非静止衛星通信システムの共用検討</p> <p>2.2.3 ITS との共用検討</p> <p>2.2.3.4 ITS との共用検討結果</p> <p>700MHz 帯非静止衛星通信システム(衛星局)から ITS への与干渉では、STEP2 の共用検討結果により、不要発射の実力値を適用することで、すべての所要改善量はマイナスとなることから共用可能と考えられる。</p> <p>表 2.2.3.4-に共用検討結果を示す。</p> <p>700MHz 帯非静止衛星通信システム(携帯移動地球局)から ITS への与干渉では、過年度の情通審報告書で、狭帯域 LTE-Advanced と ITS は、ガードバンドを 5MHz 確保することで共用可能と整理されているところ、700MHz 帯非静止衛星通信システム(携帯移動地球局)と ITS とは 30MHz 以上の離調が確保</p>	<p>冒頭のご意見については、本報告案への賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見について、今回の検討の前提条件が異なるシステムの導入が想定される場合には、改めて技術検討を行うことが適当と考えます。また、衛星ダイレクト通信システムの運用に際しては、他の一次業務の無線システムの運用に影響を与えないよう、総務省において適切に措置されるものと考えます。</p>	無

			<p>されており（ガードバンドが 5MHz 以上確保できており）、必要なガードバンドを十分満たしていることから、700MHz 帯非静止衛星通信システム（携帯移動地球局）と ITS の共用は可能と考えられる。</p> <p>意見 今回の検討結果に賛同いたします。ただし、周波数共用検討の前提条件が維持されるよう特に下記の点について留意・ご配慮をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽天モバイル殿以外の通信事業者が衛星ダイレクト通信を導入する場合は、検討の前提条件が異なるため、改めて技術検討実施をお願いします。 ・今回対象となる衛星局は、外国で免許された人工衛星局となり、日本国内の技術的条件や電波法令の適用範囲外ですが、可能な限り、今回の共用検討条件が経年劣化などで満たさなくなることが無いよう、通信事業者などを通して密接な連携と確認をお願いいたします。 ・万が一、前提条件を満たすことができなくなり、ITS Connect に干渉などの悪影響を与えたことが確認された場合は、ただちに、衛星からビームの照射を停波する等の措置を行っていただくようお願いいたします。 		
6	株式会社 NTTドコモ	情報通信審議会 情報通信技術分科会 衛星通信システム委員会報告（案） P. 43～46	<p>「表 2. 2. 4. 2-2」から「表 2. 2. 4. 2-5」において、「自由空間損失」の値が、「衛星局仰角90度の場合」と「衛星局仰角15度の場合」で逆に記載されているように見受けられるため、確認・修正をいただきたい。</p>	ご意見を踏まえ、「自由空間損失」の値を修正します。	有
7-1	一般財団法人 テレコムエンジニア リングセンター	3.1.3.1 送信装置 イ スプリアス領域 における不要発射の 強度 表3.1.3.1-2 スプリ アス領域における不 要発射の強度の許容 値（移動局）	<p>修正箇所： 委員会報告案 P. 194 別紙（諮問第82号）iv(P. 214/225) 概要版 P. 11</p> <p>D T V 受信帯域について、下記の技術基準の追記が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D T V 受信帯域 4 7 0 M H z 以上 7 1 0 M H z 以下 - 2 6 . 2 d B m （参照帯域幅： 6 M H z） 	ご意見を踏まえ、470MHz以上710MHz以下の周波数範囲における不要発射の強度の許容値の記載を追加します。	有
7-2		3.1.3.1 送信装置 オ 占有周波数帯幅 の許容値	<p>修正箇所： 委員会報告案 P. 196 別紙（諮問第82号）iv(P. 216/225) 概要版 P. 11</p> <p>占有周波数帯幅の許容値に関して、NB-IoT 及び eMTCの技術基準についての許容値の追記が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NB-IoT 2 0 0 k H z 以下 ・ eMTC 1 . 4 M H z 以下 	ご意見を踏まえ、NB-IoT及びeMTCの占有周波数帯幅の許容値の記載を追加します。	有
8	一般社団 法人日本	P15 2.1.1.2 フィーダ	<p>この度の意見募集について、当連盟として次のとおり意見を提出いたします。 報告書案15ページ下部に「47-47.5GHzの周波数帯を使用するアマチュア無線」と</p>	ご意見を踏まえ、「47-47.5GHzの周波数帯を使用するアマチュア無線」の記載を「47-	有

	アマチュア無線連盟	リング	<p>の記載がありますが、総務省の周波数割当計画における国内分配では「47-47.2GHz」とされており、ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、アマチュア無線で使用している47.0-47.2GHz帯と隣接周波数を使用するフィーダリング衛星局・地球局間通信との間における与干渉・被干渉については、他の無線システムとは異なり、十分な干渉影響に関する共用検討が行われていないことを、当連盟として大変遺憾に存じます。</p> <p>資料を拝見すると、既に共用検討が行われた「38GHz帯無線アクセスシステム」の送受信諸元におけるアンテナ利得は42.6dBiであり、アマチュア無線においても47GHz帯ではアンテナ利得45dBi程度を使用しており、比較して近似しているほか、送信電力についても一部相違はあるものの、全体として類似した条件であると考えられます。つきましては、十分な干渉影響について検討を行っていただくことを希望いたします。</p> <p>なお、アマチュア無線における47GHz帯の運用では、山岳地等へ移動し、高利得アンテナを使用した運用形態も多く見られます。このため、フィーダリング地球局近隣での運用など、免許時の想定を超える与干渉・被干渉が発生する可能性も考えられます。</p>	<p>47.2GHzの周波数帯を使用するアマチュア無線」に修正いたします。</p> <p>また、アマチュア無線への干渉影響については、総務省での免許審査の際に、無線設備の設置状況等の具体的条件を踏まえつつ、個別に確認を行っていくことが適当と考えます。いただいたご意見については、総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	
9	自然科学研究機構 国立天文台電波天文周波数委員会	2. 3. 7. 4 電波天文との共用検討結果	<p>本非静止衛星通信システムと電波天文業務との共用検討を実施いただいたことに感謝いたします。42.5 - 43.5 GHz帯は電波天文業務において大変重要な帯域であり、電波天文業務に一次分配されて、国内でも盛んに電波天文観測に用いられています。本システムの社会実装に際して、今後福島県福島市以外の場所にGW地球局が設置されることとなった場合にも、本報告書案の検討結果に沿った離隔距離の確保を実施いただけますようお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見については、総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無
10-1	国際航業株式会社	—	<p>○該当箇所 気象観測や環境モニタリングに用いる「衛星搭載受動センサ（GOSAT-GWなど）」に対する、衛星通信システム（フィーダリング：39.5-42.5GHz）からの電波干渉について検討され（P135）、許容干渉量を超過する確率は0.1%未満（軌道高度520kmの場合で0.006%）となり、共用可能と結論づけられています。（P143）また、センサのコールドキャリブレーション時や海面反射の影響も考慮され、問題ないとされています。</p> <p>○意見 ＜地球観測データ（衛星搭載受動センサ）の品質担保に関する質問＞ 本報告案ではGOSAT-GW等の衛星搭載受動センサとの共用が可能（干渉超過確率0.1%未満）とされていますが、将来的に衛星コンステレーションの規模（衛星数）が当初計画の248基から大幅に拡張された場合でも、この基準は担保されるのでしょうか。 また、運用開始後に実際の観測データへの干渉が確認された場合、事業者に対して電波発射の制限等を指導する監視体制はどのように構築されますか。</p>	<p>「衛星コンステレーションの規模（衛星数）が当初計画の248基から大幅に拡張された場合」については、本報告案の検討の前提が変わることになるため、改めての検討が必要になるものと考えます。</p> <p>後段のご意見については、総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無
10-2		—	<p>○該当箇所 新システムと地上の通信網を繋ぐGW地球局の設置は、既存インフラ（5G基地局、公共・一般業務用固定局、FPU、電波天文など）に干渉を与えないよう、数百メー</p>	<p>本意見募集は、700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件に関するものであり、いただいたご意見は本意見募集の対象外です。</p>	無

			<p>トルから数キロメートル（場合によっては数十キロ）の離隔距離を確保するなどの「個別調整」が必要とされています。（P190～191）</p> <p>○意見 <ゲートウェイ（GW）地球局の設置に伴う立地選定に関する意見> GW地球局は災害時の重要通信インフラとなるため、単なる電波的干渉の回避だけでなく、水害・土砂災害等のハザードマップを踏まえた立地選定が不可欠です。 総務省として、電気通信事業者に対し、地方公共団体の防災・都市計画部局と連携した安全な立地選定（3D都市モデル等の空間情報の活用含む）を推奨するガイドライン等を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>		
11	個人3	—	<p>「2.1.3 700MHz 帯非静止衛星通信システムの諸元」に関して、サービスリンクの衛星局の空中線利得が「衛星仰角が 15 度の場合、38.6dBi」「衛星仰角が 90 度の場合、32.3dBi」とあり、またフィーダーリンクの衛星局の空中線利得が「45dBi」と記載されておりますが、フィーダーリンクの衛星局のポアサイトはいかなる軌道上においても常にGW地球局を向いているという認識でよろしいでしょうか？被干渉局と衛星局（与干渉局）の位置関係に応じて、サービスリンクとフィーダーリンクの空中線指向特性の特徴に違いがある場合は、その旨明示いただくと、共用検討の条件がよりイメージしやすくなるのかなと感じました。</p>	<p>衛星局のフィーダーリンクのビームのポアサイトは、基本的にはGW地球局の方向を指向することになります。なお、報告案の記載については、現行の内容で不足はないと考えられることから、原案のとおりとします。</p>	無
12	個人4	—	<p>「図2.3.2.5-2 与被干渉局の配置イメージ（半径 30km 圏内 500m メッシュ）」の図中において、「NG基地局」の表記がありますが、当該項では、5G移動局が与干渉局となりますので、読み手が混乱しないように、当該シナリオでの与干渉局が5G基地局ではない旨、補足いただくことをより分かりやすい図になるのかなと感じました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「基地局」の記載を「移動局」に修正します。</p>	有
13	個人5	—	<p>700MHz帯非静止衛星通信システムの衛星局（フィーダーリンク）と電波天文との共用検討結果について、P.130-P.131にモンテカルロシミュレーションを用いた検討結果が示されておりますが、このときのGW地球局は、衛星局と連動してランダムに配置をされているのでしょうか？それともGW地球局と被干渉局との位置関係は常に固定の条件でシミュレーションをされているのでしょうか？衛星局（フィーダーリンク）のポアサイトの向きが常に固定のシステムであればその限りではありませんが、衛星局の位置に応じて、衛星局（フィーダーリンク）のポアサイトがGW地球局に常に向けられているシステムであれば、GW地球局が固定で配置されているかランダムに配置されているかで、不要発射電力の累積分布の結果も異なってくると思いますので、条件の明記を希望いたします。</p>	<p>GW地球局の設置場所を福島県福島市に固定した条件でシミュレーションを実施しています。ご意見を踏まえ報告案に説明を追加します。</p>	有
14	個人6	—	<p>「表2.1.3.2-2 700MHz 帯非静止衛星通信システムの受信諸元」について、フィーダーリンクの衛星局とGW地球局とに許容干渉電力（帯域内干渉）が記載されておりますが、干渉許容値の根拠および参照先の勧告等の明記を希望いたします。（「衛星通信システム委員会作業班」の「1.7GHz帯/1.8GHz帯携帯電話向け非静止衛星通信システム」の検討資料でも、SpaceMobile（フィーダーリンク）の干渉許容値として同様の値が適用されておりますが、適用値に対する根拠や補足の明記がありませんでした。）</p>	<p>「表2.1.3.2-2」に記載の許容干渉電力（帯域内干渉）は、設計値です。ご意見を踏まえ報告案に説明を追加します。</p>	有

15	個人7	—	各共用検討結果の表(対向モデルおよび実運用モデル)に記載されている「アンテナ離隔距離」の項目名ですが、与被干渉局間の伝搬距離であることが読み手に伝わるように、表現について工夫されたほうがよいのかなと感じました。	文脈から意味の把握が可能であり、過去の類似の委員会報告でも用いられている用語であることから、原案のとおりとします。	無
16	個人8	—	700MHz帯非静止衛星通信システムにおけるフィーダーリンクのダウンリンク(宇宙から地球)の周波数帯(39.5-41.0GHz, 42.0-42.5GHz)のうち、42.0-42.5GHzの周波数帯は国際分配されている周波数帯となりますでしょうか。総務省様の周波数割当計画の周波数割引表・第3表を拝見すると、当該周波数帯(42.0-42.5GHz)では、移動衛星としての国際分配の割当てがされていないように見受けられます。当該周波数帯(42.0-42.5GHz)が移動衛星として国際分配されていない周波数であるということであれば、「2.1.1.1 サービスリンク」で記載いただいている内容と同様に、フィーダーリンクについてもその旨補足していただけると、共用検討上の700MHz帯非静止衛星通信システムの位置づけがより明確になるのかなと感じました。	700MHz帯非静止衛星通信システムのフィーダーリンクの通信は、固定衛星業務に該当し、国際的な周波数分配とも整合しています。	無
17	個人9	—	700MHz帯非静止衛星通信システムにおけるフィーダーリンクのGW地球局が干渉局となる干渉検討シナリオにおいて、STEP2の検討で「ITU-R P.452-18」の伝搬式を適用されておりますが、「ITU-R P.452-18」の設定パラメータの明記を希望いたします。特に時間率(0.001% \leq p \leq 50%、p: Required time percentage(s) for which the calculated basic transmission loss is not exceeded)の設定パラメータは、適用する値によって計算される伝搬損失の値が大きく変わってくるため、明記が必要と考えます。それと「ITU-R P.452-18」の伝搬式では、勧告上、クラッター損失を考慮するかしないかが選択でき、クラッター損失を考慮する場合は、当勧告Table3のクラッターカテゴリに基づいて、地形プロファイルに対し、そのクラッター高分をかき上げて計算するようになっておりますので、クラッター損失の有無についても明記が必要と考えます。	ご意見を踏まえ報告案に説明を追加します。	有
18	個人10	—	「表2.3.2.1-1 共用検討に使用した40GHz帯5G移動局の諸元」で5G移動局のその他損失(人体吸収損)が4dBとなっておりますが、「表2.3.2.3-4 ITU-R P.452-18での干渉計算の諸元」では、5G移動局のその他損失が人体吸収損4dBを含めて7dBとなっており、残り3dBの内訳が明示されておりませんので、補足・追記を希望いたします。	ご指摘の「3dB」については給電線損失を想定しています。ご意見を踏まえ報告案に説明を追加します。	有
19	個人11	—	運用する上で適切な処置が必須であるということを踏まえると共用する他業種すべての同意を得ることを前提条件とすべきではないか また実際に運用された場合においても他業種になにか影響を与えてしまった場合にすぐにでも取り止めをできるような条件をつけるべきと考えます	共用検討の結果は報告案に示したとおりであり、「他業種のすべての同意を得ること」は必ずしも必要ではないと考えます。 後段のご意見については、総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます。	無
20	個人12	—	携帯移動地球局を748-751MHzにすれば、ラジオマイクや地上波テレビ放送(52ch)とそもそも干渉せずに済むのでいいのではないかと。	本意見募集は、700MHz帯非静止衛星通信システム(衛星局から携帯移動地球局:770MHz-773MHz、携帯移動地球局から衛星局:715MHz-718MHz)の技術的条件に関するものであり、ご提案の748MHz-751MHzの周波数帯については検討の対象外です。なお、共用検討の結果は報告案に示したとおりであり、一定の条件	無

				の下で既存システムとの共用は可能と考えます。	
その他ご意見					
21	個人13	—	<p>以前、モトローラ社がイリジウム衛生電話のサービスを運用していました。近年、スターリンク社が同じようなサービスを運用しています。</p> <p>日本でも行うことには賛成ですが、スマホ子局から衛生親局に電磁波で通信をするとなると、電波の出力（ワット数）が強くなります。人間の目、脳はほとんどが水分でできています。人体への影響のために、スマホを耳に当てて衛生通信をするよりは、Bluetoothのワイヤレスイヤホンマイクを使って、衛生通信や通話をするほうが安全だと思いますので、規制ではなくて、広報PRで、直接耳に当てての通信への対応をしていただければと思います。</p>	<p>本報告案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、700MHz帯非静止衛星通信システムの端末（最大空中線電力等の電気的特性は携帯無線通信の端末と同等）から発射される電波については、これまでの科学的知見に基づき、十分な安全率を考慮した安全基準である電波防護指針への適合が求められております。また、当該指針の範囲内において、健康への悪影響が生じたという事例は、現在まで確認されていないと承知しています。</p>	無
22	個人14	—	<p>お世話になっております。</p> <p>気になっております事項につきまして、お伝えしたいと思います。</p> <p>あまり出来の良くない文章であることをお許しください。</p> <p>25年度の病院勤務、その他自宅付近等の環境に置きまして、体がビリビリしたり、骨が背骨が痛い、目が痛いなど色々です。考えまして、電波のようなことをどうしても考えてしまいます。近隣に重篤な感染症患者の方や、障害者の方、刑期を終えられた方などの流入があるのかなと考えたりもしました。病院勤務の時に診療中音がひどくなってきました。感染症の方の気持ちが来るとそんな感じになったりするのかななど考えていましたが、なんとパソコンが落ちる、という事態になりました。パソコンの部署の方をお呼びしましたが、何をしましたかと、私が問われ、何もしていないのですが、ということになってしまいました。</p> <p>クラーク業務の上司の方に連絡を取りたいので電話番号を聞かれました。</p> <p>お教えしましたが、ラインの方が簡易ではないかなとの考えから、ラインの通知をお送りしました。その後退職になってしまい、現在ですが、通信の環境とても悪くなり、少しずつ改善しましたが、複雑化してしまいました。</p> <p>診療所時代など、午前のお受付の方が、スマートホンを受付に座りながらいじっている姿があり、疑問に思っていました。</p> <p>病院勤務で、外国の患者様がたくさんで、英語の対応に大変困り。外国の患者様は、タブレットなどの用意は無いのですか、と盛んにおっしゃいましたので、自分のスマートホンを携帯し、活用しておりました。が、クラーク業務上司の方お2人には特にお叱りを受け、何を持っているのか、とのご指摘でした。私としては、各国の言語が入ったアプリが、独立行政法人向けのアプリがあったため、ここぞとばかりに、活用したつもりでした。彼女たち、のスマートホン、パソコンの状況、とは果たして医療業界の施設基準等に、合致していたのか、お金をかけ、弁護士等、後見人等に頼み、契約を済ませることはできるかもしれません。が、自分で契約などの環境を整え、環境を作ることは、医療従事者、同じ環境の住人として最低レベルの条件となるのではないのでしょうか。子供でも両親に、スマートホンが欲しいよ、とはっきりお願いすることはできますし、勤めに出るものとしてそのくらいの事は</p>	<p>本意見募集は、700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件に関するものであり、病院の受付業務における電子デバイスの利用等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。電波の人体への影響については、No. 21のとおりです。</p>	無

			当然だと思います。通信機器		
23	個人15	—	<p>本報告案にある「700MHz帯を用いた非静止衛星通信」の導入は、日本の国土強靱化において画期的な一歩となり得るが、その運用にあたっては電波が「国民共有の財産」であるという原点を忘れてはならない。</p> <p>災害時の公共インフラ化：地上局が壊滅するような大規模災害時、衛星通信は唯一の命綱となる。これを一部の事業者の高額な付加価値サービスに留めるのではなく、有事の際には全契約者が追加負担なしに最低限の情報取得（SOS発信や避難情報）を可能とする「公共インフラ」としての義務を事業者に課すべきである。</p> <p>寡占構造の打破と接続性の確保：衛星コンステレーションという巨大資本が必要な技術において、再び大手キャリアによる「情報の独占」や「巧妙な囲い込み」が繰り返されることを強く危惧する。既存のセット割や不透明な審査基準による縛りを排除し、どの端末からでも、どの通信事業者からでも、この公共性の高い衛星網へシームレスにアクセスできる「流動性」を確保せよ。</p> <p>電波利用料の還元：国民から集めた電波利用料を投じて整備・認可する技術である以上、その恩恵は一部の企業利益ではなく、国民の可処分所得を圧迫しない形、すなわち「通信の低廉化」という形で直接還元されるべきである。</p>	総務省における今後の検討の参考にされるものと考えます	無
24	個人16	—	<p>なぜか「衛星通信システムが出来上がったもの」として通信帯域などの検討をしている様だが、そもそもの実効性のある技術かどうか、まるで確認していないのではないか？</p> <p>宇宙で 長期間 その様な大規模なシステムを維持するには、技術に加え 世界各国の協力がなくては実現しない。</p> <p>今 国民を無視して軍事独裁に突き進む日本政府に、協調など できると思っているのか？</p> <p>その技術にしても、打ち上げや維持に必要な資源・エネルギー量を考えれば、地上の通信を 充実させた方が、よほど現実的だ。</p> <p>衛星通信が 未だに普及していない理由を、全く 解っていないのではないか。</p>	既に、衛星コンステレーションによる衛星通信システムが複数展開され、我が国においても一定程度の活用が図られていると認識しています。今回検討を行った700MHz帯非静止衛星通信システムについても、関係事業者が、その実効性等を評価した上で我が国へのサービス導入を計画しているものと認識しています。	無
25-1	個人17	「2. 2. 2 地上テレビ放送との共用検討」	<p>電波を有効活用して大きな通信容量を確保するために、地上テレビ放送と共用するより、テレビ放送をインターネット配信に移行のうえ、地上テレビ放送を廃止し、周波数帯域を通信に転用することを提案する。電波オークションを実施できれば、なおよい。</p> <p>災害時の通信設備の被災に備えて、衛星通信システムは重要だ。「テレビ離れ」が進む一方、通信の重要性は増している。地上テレビ放送にコストをかけるより、通信に集中すべきだ。</p>	本意見募集は、700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件に関するものであり、いただいたご意見は本意見募集の対象外です。	無

25-2		<p>「2. 2. 2. 1 地上テレビ放送の概要」の2文目 「公共性の高い情報伝達手段として、広範囲な世帯への情報提供機能（災害情報や生活情報の伝達）や、多様な番組コンテンツによる文化・教育の普及機能、地域密着型情報提供機能等を有している。」(p.24)</p>	<p>賛同できない。該当箇所を削除すべきだ。「2. 2. 2. 1 地上テレビ放送の概要」の3文のうち、1文目と3文目は事実だが、2文目（該当箇所）は主観的だ。 地上テレビ放送が公共の電波を寡占しているが、それに見合う公共性に欠けている。地上テレビ放送の情報・コンテンツは、偏りが大きく、誤りが多い。テレビ局にとって都合の悪い情報は隠される。放送法第4条1項は遵守されていない。 多様な情報・コンテンツを提供するのは、地上テレビ放送より、インターネットのほうが適している。テレビには放送時間の制約があるが、インターネットに制約は無い。地上テレビ放送からは切り取り・編集された情報しか入手できないが、インターネットなら全文を入手できる。 地上テレビ放送の情報提供範囲は限られるが、インターネットなら全世界に情報提供できる。 災害情報や生活情報の伝達は、個別に情報を送受信可能なインターネットのほうが適している。 教育の普及には、インターネットのほうが適している。地上テレビ放送に、高度な教育番組は少ない。一方、インターネット上には、大学並みの教育コンテンツ、幅広いコンテンツがある。 文化の普及や、地域密着型情報提供には、国民が直接情報発信できるインターネットのほうが適している。文化は、テレビ局が押しつけるものではない。文化は、国民がつくるものであり、それが民主主義だ。</p>	<p>「2. 2. 2. 1」の記載は、地上デジタルテレビ放送の一般的な役割を記したものであり、衛星通信システム委員会としての評価や見解を示す趣旨のものではありません。</p>	無
26	個人18	-	<p>遅蒔きながら、スターリンクサービスが広まってきてありがたいです。 700MHz 協議会を名乗るチラシが鬱陶しいです。この団体は、詐欺師ですか？</p>	<p>本意見募集は、700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件に関するものであり、いただいたご意見は本意見募集の対象外です。</p>	無